

第4部 男女共同参画による災害復興計画

- 第1章 復興の基本的考え方
- 第2章 復興本部
- 第3章 復興方針・復興基本計画の策定
- 第4章 復興に向けた具体的項目

第4部は、復興に関する方針を定めたものである。



第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

1. 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき実施する。

- 市域に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。
- 被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- 市民が一体となれるまつり、イベントを早期に再開し、復興の気運を高めて復興にはずみをつけていく。

2. 男女共同参画による復興を推進する。

- 「男女共同参画都市」宣言を行っている市として、都市の復興過程から男女の違いや人権を尊重し、男女共同参画の視点で推進する。

(1) 生活復興

- 被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。
- 震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていく。
- 市は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供、相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
- 災害発生後、男性に比べて女性の方が雇用の回復に長い時間がかかる傾向にあることから、被災者の働く場の確保のため、安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保する。

(2) 都市復興

- 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた日野市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。
- ① 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。
- ② 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高いまちづくりを目指す。このため、将来世帯も含め、人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な日野市」にしていくことを目標とする。
- ③ 市、市民、事業者、都、国など多様な主体が「協働と連帯によるまちづくり」を行う。

第2節 区市町村震災復興標準マニュアルを踏まえて

- 被災した市民・事業者および被災地域の健全な回復は、計画の原案策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」の二つについて国・都等と連携して進める。なお、復興計画の策定にあたっては、「東京都震災復興マニュアル（復興施策編）」を踏まえて行う。
- 市では、このマニュアルを踏まえて復興まちづくりのプロセスについての模擬訓練を行い、震災後の都市復興に関する職員の意識向上と、復興手順の習熟を図ることを目的として、東京都都市整備局が実施している都市復興模擬訓練に継続して職員を派遣している。
- 今後は、「区市町村震災復興標準マニュアル」（平成21年・都作成）を参考に震災復興マニュアルの作成に努める。



第2章 復興本部

第1節 復興本部の設置

市（企画部、地域戦略室）

- 市長は、市長を本部長とする日野市災害復興本部を設置し、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。
- 企画部長を事務局長とし、事務局を企画部内に設置する。
- 都に対しては必要に応じて、都との連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

1. 災害復興本部の設置の通知等

- (1) 企画部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を国、都、各市町村等及び関係機関に通知する。
- (2) 企画部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。
- (3) 各部長は、災害復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨を所属職員に周知する。

2. 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

- 災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って計画的に実施する。
- 災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的变化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所管する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3. 災害復興本部の組織

| 構成員 | | 所管事務 | |
|------|------------|---------------------------------|---|
| 本部長 | 市長 | 本部の事務を統括し、本部を代表する。 | |
| 副本部長 | 副市長 教育長 | 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 | |
| 事務局 | 事務局長 | 企画部長 | 本部長の命を受け、本部の事務を掌理する。 |
| | 事務局員 | 企画部長が指名するもの | 本部長の命を受け、本部の事務に従事する。 事務局員には女性職員も従事させる。 |

4. 災害復興本部の分掌事務

- 災害復興対策本部の所掌事務は、あらかじめ定めておくことが望ましいが、被災状況などを応じて協議し、決定する。

5. 災害復興本部の解散

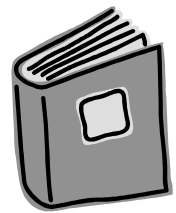
- 本部長（市長）は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を解散する。
- 災害復興本部の解散の通知等は、災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

【関係機関の役割・対策】

| 機関名 | 対策内容 |
|-------|--|
| 日野消防署 | ○震災復興に係る火災その他の災害の予防、警戒及び防御並びに救急に関すること。 ○危険物施設等の機能回復に関すること。 ○震災復興に係る消防についての市民相談体制の整備に関すること。 ○前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る消防に関すること。 |

第2節 復興の進め方の考え方

- 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興のあり方への合意が必要である。
- 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する市民組織の結成が不可欠である。
- 復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。
- 市は、都との整合性に配慮しつつ、日野市の生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。
- 復興に際しては、地域のコミュニティが大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- 復興対策の実施にあたっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努めるとともに、要配慮者が参画しやすい体制づくりに努める。



第3章 復興方針・復興基本計画の策定

第1節 復興方針等の策定

1. 復興方針等の策定

(1) 復興方針

次の内容を基本とする復興方針を策定する。

- | |
|--|
| ○ 市民の暮らしの再建の早期実現 |
| ○ 災害を繰り返さないよう、防災性を向上させ、安全で安心して住み続けられるまちづくり、少子高齢社会や都市景観に配慮したまちづくり |

(2) 復興整備条例の制定

都の基本方針との整合を図りつつ、(仮称)復興整備条例を制定するよう努める。

2. 復興基本計画の策定等

- 災害復興本部は、被災市街地ごとの基本的な復興事業計画、および実現手法を明らかにするため、次の事項を基本とする(仮称)復興基本計画(原案)を作成し、住民等との協議を通して計画を策定する。
- (仮称)復興基本計画の策定にあたり、男女共同参画を実現するため女性委員の割合を3割以上にするように努める。

| 事項 | 主な内容 |
|--------------|--|
| ① 復興の目標 | 原則5年以内の完成を目指し、長期でも10年以内を目指す |
| ② 土地利用方針 | 市の基本計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえ、地域特性を活かした土地利用を図る |
| ③ 都市施設の整備方針 | 市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的考え方 |
| ④ 市街地復興の基本方針 | 復興地区区分の明示、各地区の復興の基本方針 |

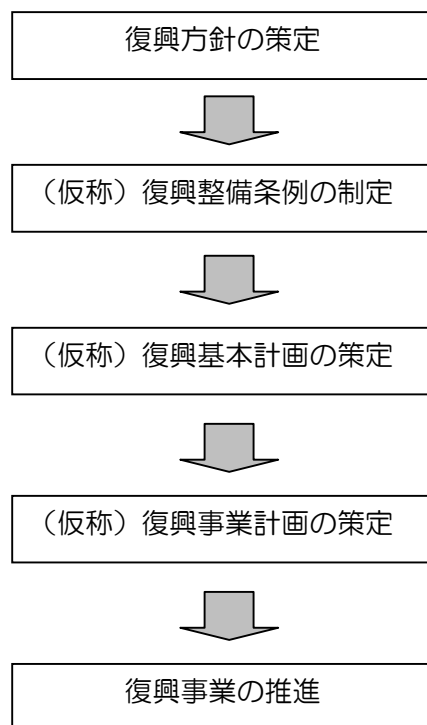
3. 復興事業計画の確定

- 災害復興本部は、(仮称)復興基本計画に基づいて、住民との合意形成を図り、(仮称)復興事業計画を策定する。

4. 復興事業の推進

- 災害復興本部は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。

[復興事業実施へのプロセスイメージ]





第4章 復興に向けた具体的項目

第1節 初期の実施項目

市（全ての部・課）

1. 被害状況及び復旧・復興状況の把握

| 項目 | 具体的内容 |
|---------------|---|
| 市民被害の状況把握 | 1 家屋・住家の応急危険度判定 2 家屋・住家の被害状況の把握 3 住民の被害・被災後の生活状況の把握 |
| 公共施設等の被害状況把握等 | 1 公共施設等の被害状況集約 2 公共施設等の応急危険度判定 3 公共施設等の被災度区分判定 |

2. 復興計画の策定

| 項目 | 具体的内容 |
|---------|-----------|
| 復興計画の策定 | 1 復興計画の策定 |

3. 財政方針の策定等

| 項目 | 具体的内容 |
|---------|---|
| 財政方針の策定 | 1 財政需要見込額の把握 2 予算の執行方針の策定 3 予算見積方針の策定 |
| 財源の確保 | 1 財源対策 2 国・都への提案要求事項の取りまとめ |

4. 人的資源の確保

| 項目 | 具体的内容 |
|---------|----------------------------|
| 人的資源の確保 | 1 職員配置の調整 2 派遣応援職員の受け入れ |

5. 用地の確保・調整

| 項目 | 具体的内容 |
|----------|------------|
| 用地の確保・調整 | 1 用地の確保・調整 |

6. がれき等の処理

| 項目 | 具体的内容 |
|---------|----------------------|
| がれき等の処理 | 1 (仮称) がれき処理基本計画の策定等 |

7. 広報・相談体制

| 項目 | 具体的内容 |
|------------|---------------|
| 復興関連情報の提供 | 1 復興関係広報の実施 |
| 相談体制の整備・運営 | 1 被災者総合相談所の設置 |

8. 小学校・中学校・保育園・幼稚園等の再建・再開

| 項目 | 具体的内容 |
|--------------|---|
| 学校等施設の再建 | 1 学校、保育園、幼稚園施設等の再建 2 私立保育園、幼稚園施設等の再建支援 |
| 授業等の再開 | 1 学校、保育園、幼稚園施設等の再開 2 私立保育園、幼稚園施設等の再開支援 |
| 被災児童・生徒等への支援 | 1 被災児童・生徒等への支援 (教科書等の学用品を必要とする対象者の調査等) |

9. 文化・社会教育の再建

| 項目 | 具体的内容 |
|-------------|--|
| 文化・社会教育施設再開 | 1 文化・社会教育施設等の再建 2 収蔵品の管理 3 野外彫刻等の仮保管及び修復 |
| 文化財 | 1 文化財の復旧・復興支援 |

10. 外国人への支援

| 項目 | 具体的内容 |
|---------|-----------------------------|
| 外国人への支援 | 1 外国人に対する情報連絡等（外国語による資料作成等） |

11. ボランティア等の市民活動

| 項目 | 具体的内容 |
|------------------|--|
| ボランティア等の市民活動との連携 | 1 応急対応期における連携体制の整備 2 生活復興期における連携体制の整備 |

12. 消費生活

| 項目 | 具体的内容 |
|--------|--------------|
| 相談等の実施 | 1 消費生活相談等の実施 |

第2節 まちの復興

1. 行動プロセス

| 段階 | 具体的内容 |
|------|---|
| 第1段階 | 家屋被害概況調査・家屋被害状況調査を実施する。 まちの復興に取り組む基本的な体制を確立する。 |
| 第2段階 | まちの復興の基本目標を明らかにするため、基本方針を策定する |
| 第3段階 | （仮称）復興整備条例の制定 |
| 第4段階 | 被災市街地ごとの復興の基本的な計画、その実現手法を明らかにするため、 （仮称）復興基本計画の策定を行う。 |
| 第5段階 | 住民との合意形成を図りながら、（仮称）復興事業計画を策定する。 |
| 第6段階 | （仮称）復興事業計画に基づいて復興事業を推進する。 |

第3節 住宅の復興

1. 住宅復興計画の策定

| 段階 | 具体的内容 |
|------------|--|
| 住宅の被害状況の判定 | 1 住宅の応急危険度判定の実施 2 住宅の被災度区分判定の実施 |
| 住宅復興計画の策定 | 1 住宅の被害状況の判定 2 計画策定体制の整備 3 計画の策定 |

2. 応急的な住宅の整備

| 段階 | 具体的内容 |
|-----------|---|
| 応急仮設住宅の供給 | 1 応急仮設住宅の確保・供給 2 入居者の募集・選定・入居手続 3 応急仮設住宅の管理 |

3. 自力再建への支援

| 項目 | 具体的内容 |
|--------|-------------------------|
| マンション等 | 1 マンション等の建替え・補修に対する相談支援 |
| 住宅再建支援 | 1 住宅取得等に対する相談支援 |
| 民間住宅 | 1 民間住宅の供給相談支援 |

4. 公的住宅の供給

| 項目 | 具体的内容 |
|-------------|------------------------------|
| 市営住宅等の補修・補強 | 1 市営住宅等の補修・補強 2 入居者の募集・選定 |

5. 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

| 項目 | 具体的内容 |
|-----------------|--|
| 安全で快適な住宅・住環境の整備 | 1 耐震・不燃化の促進 |
| バリアフリー化の推進 | 1 住宅・住環境のバリアフリー化の推進 2 公有施設のバリアフリー化の推進 |
| がれき等の処分及び発生の抑制等 | 1 資材・設備等の再利用、がれき等の処分 |

第4節 暮らしの復興

1. 医療

| 項目 | 具体的内容 |
|-----------|-------------------------------------|
| 地域医療体制 | 1 医療機関の復旧状況に関する情報提供 2 仮設診療所の設置支援 |
| 医療機関の機能回復 | 1 市立病院の機能回復 |

2. 福祉

| 項目 | 具体的内容 |
|------------|--|
| 地域福祉需要の把握等 | 1 福祉活動関連情報の収集 2 一時入所の実施 |
| 生活支援対策 | 1 生活に必要な資金の貸付 2 災害弔慰金等の支給 3 被災者生活再建支援金の支給 4 義援金の募集、配分 5 生活保護 |

3. 保健

| 項目 | 具体的内容 |
|---------|---|
| 保健対策 | 1 メンタルヘルスケア ・相談室の設置、巡回相談チームの編成 2 被災住民の健康支援 ・保健師・管理栄養士（栄養士）・歯科衛生士等による巡回健康相談の実施 ・要配慮者への相談、支援 3 防疫・感染症予防活動の実施 |
| 生活環境の整備 | 1 市営火葬場の復旧 2 他市の公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 食品・飲料水の安全確保（消毒及び消毒効果の確認、住民への指導） |

第5節 産業の復興

1. 産業復興方針の策定

| 項目 | 具体的内容 |
|-----------|------------------------------|
| 産業復興計画の策定 | 1 復興段階に応じた産業復興の方向性、総合的な施策の推進 |

2. 中小企業施策

| 項目 | 具体的内容 |
|---------------|---------------------------|
| 新たな支援制度の検討・創出 | 1 中小企業の事業再開支援 2 産業活性化等 |

3. 観光施策

| 項目 | 具体的内容 |
|-----------|----------------|
| 観光産業の普及促進 | 1 観光産業のイベント開催等 |

4. 農業施策

| 項目 | 具体的内容 |
|--------|-------------------------|
| 生産力の回復 | 1 農業者の速やかな生活再建支援 |
| 物流の安定 | 1 生鮮食料品の安定供給の促進を図るための支援 |

5. 雇用・就業施策

| 項目 | 具体的内容 |
|------------|--|
| 雇用の維持 | 1 事業所等への雇用維持の要請 |
| 離職者の再就職の促進 | 1 失業者発生の未然防止 2 ひとり親家庭及び災害によりひとり親となった家庭に対する再就職の促進 3 離職者の再就職促進 |

6. 相談・指導体制の整備

| 項目 | 具体的内容 |
|------------|--------------|
| 相談・指導体制の整備 | 1 相談窓口の設置・運営 |

第6節 文化の復興

1. 文化としてのまつりの再開

| 項目 | 具体的内容 |
|-------------------|---|
| 観光振興と連携した「まつり」の再開 | 1 地区の祭礼、盆おどりなど 2 市などによるイベント (日野市産業まつり、ひの新選組まつり、ひのよさこい祭 等) |